平成２８年（フ）第１０３３号
京都市伏見区醍醐高畑町１番地　醍醐中市営住宅１―104
債務者　藤堂　恭子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３７号
京都市伏見区新町４丁目469番地　ベルエール桃山Ｂ－３Ｃ号室、前住所京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８－２棟304号
債務者　堀田　武司
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３８号
京都市下京区堀川通四条下る四条堀川町273番地　ベラジオ四条堀川　803号
債務者　藤澤　健志
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４８号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地１棟208号
債務者　山本　信治
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４９号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町10番地　上賀茂フラット102号
債務者　加藤　勇介
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５０号
京都市下京区大宮通七条下る上之町429番地１　フジカビル403号、前住所京都市下京区堀川通塩小路上る御方紺屋町３番地　塩小路団地210号
債務者　山村　雅彦
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５４号
京都市山科区大宅甲ノ辻町92番地　ユース32－２Ｇ
債務者　中川　信男
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８１号
堺市西区浜寺石津町西３丁４番４号　石津駅前ビル403号
債務者　森川パウロこと　ＭＯＲＩＫＡＶＡ　ＦＩＬＨＯ　ＰＡＵＬＯ　ＲＯＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
高知市塚ノ原160番地１　グランルージュ塚ノ原Ⅱ103、住民票上の住所高知県高岡郡津野町赤木1279番地５
債務者　西海　真也
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３８号
高知市鴨部１丁目６番８号　山崎マンション301
債務者　氏原　美穂
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５０号
高知市西久万189番地
債務者　林　　寛文
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０５号
北海道伊達市南黄金町70番地４黄金団地106号
債務者　塩越　雅美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
北海道登別市新生町１丁目10番地６クレスト新生201号
債務者　矢尻　翔太
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
群馬県館林市花山町19番地の３　マンショングレイスエレガント―102
債務者　飯塚　行美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７１号
新潟県新発田市西園町２丁目１番21号
債務者　花野　正浩
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２９０号
山梨県南アルプス市藤田2141番地１、前住所山梨県甲斐市西八幡2938番地１　オリーブ201号
債務者　村松　美奈（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係